

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく

事業登録の手引き

建築物飲料水貯水槽清掃業



平成 29 年 6 月

新潟市保健所

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| 建築物飲料水貯水槽清掃業の登録申請に必要な書類等..... | 1 |
| 1. 登録申請書（別記様式第4号） | 4 |
| 2. 機械器具の概要（別記様式第5号） | 5 |
| 3. 保管庫に関する図面 | 6 |
| 4. 監督者等名簿（別記様式第6号） | 8 |
| 5. 従事者研修実施状況（別記様式第7号） | 9 |
| 6. 作業実施方法等（別記様式第8号） | 11 |

建築物飲料水貯水槽清掃業の登録申請時に必要な書類等

■提出書類

1 登録申請書（別記様式第4号）

2 機械器具の概要（別記様式第5号）

【添付書類】 機械器具が貸借の場合^{※1}

- 貸借証明書等の写し

※1 登録を受ける者が貸借する機械器具を長期的・恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合のみ貸借でも可

3 保管庫に関する図面

- ①「施設所在地の案内図」及び「建物配置図」、「保管庫平面図」
- ②「保管庫詳細図」

4 監督者等名簿（別記様式第6号）

【添付書類】

- 「貯水槽清掃作業監督者（再）講習会修了証書」又は「建築物環境衛生管理技術者免状」の写し（初回のみ）

5 従事者研修実施状況（別記様式第7号）…… 裏面参照

【添付書類】 従事者研修を自社で行った場合

- 指導に当たった者の資格^{※2}を示す証明書等の写し
- 従事者研修に使用した資料（テキスト）
- 研修実施状況が分かる写真

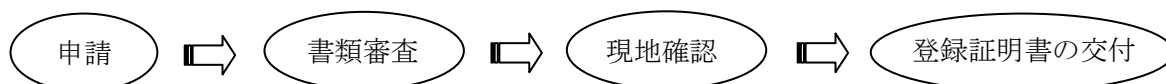
※2 貯水槽清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目の内容について十分な知識、技能を有する者

6 作業実施方法等（別記様式第8号）

■申請手数料

35,000円（申請時に現金でお持ちください。）

■登録の流れ



※ 再登録については、登録有効期間終了の1ヶ月前から申請できます。

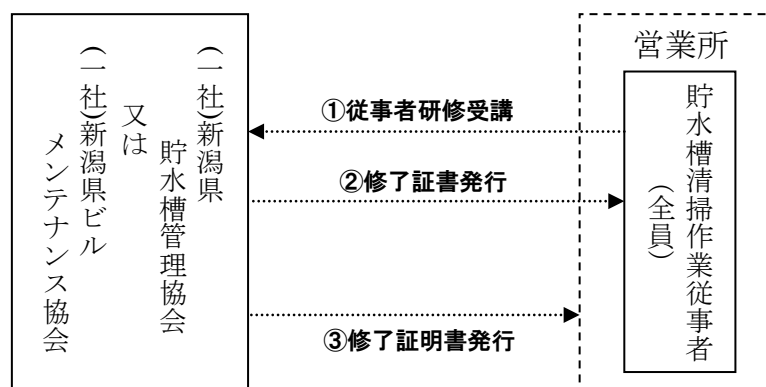
■貯水槽清掃作業従事者研修について

● 厚生労働大臣が指定する登録団体の研修を受講する場合

新潟県内では、「(一社)新潟県貯水槽管理協会」又は「(一社)新潟県ビルメンテナンス協会」が各営業所の従事者に対して講習を行います。

講習終了後には、登録団体から「修了証書」や「修了証明書」が発行されます。

登録申請の際、「従事者研修実施状況（別記様式第7号）」に「修了証書」又は「修了証明書」の原本を添付してください。



● やむを得ず登録団体の研修を受講せず、自社で研修を実施する場合

- ① その年度のみ、「従事者研修実施状況（別記様式第7号）」を別に作成してください。
- ② 研修内容を具体的に記載してください。
- ③ 表下欄（研修実施者欄）に自社の証明印してください。

※ ・従事者全員が1年に1回以上研修を受けることができること。
・研修の内容が、貯水槽の清掃方法、貯水槽の塗装方法、貯水槽の消毒及び貯水槽清掃作業の安全と衛生に関するものであること。
・講義時間は、次ページのカリキュラムを参考にし、全体の講義で7時間以上確保できるように設定すること。また、2年目以降のカリキュラムは、「2年目以降カリキュラム」から取捨選択し、設定してください。

■ 1年目カリキュラム

| 研修科目 | 研修内容 | 時間 |
|---------------------|--|-----|
| 貯水槽の清掃方法 | 作業用機械器具と取扱い／作業計画及び作業の実際 ※必要に応じて実技訓練を行う。 | 90分 |
| 貯水槽の塗装方法 | 塗料の選定／塗装の種類と方法／塗装に必要な機器／貯水槽塗装の手順と注意／塗装作業の安全対策／塗装後の消毒及び水質検査／留意点 | 60分 |
| 貯水槽の消毒方法 (貯湯槽含む) | 飲料水と人の健康／病原性微生物と健康影響／化学物質と健康影響／人体と水／飲料水の衛生と管理／消毒の意義と定義／消毒方法／消毒時における留意点／消毒剤の規格／水の消毒方法／消毒液の作り方／残留塩素の測定方法 | 60分 |
| 安全及び衛生 | 衛生的な貯水槽清掃の実施／作業中の事故防止／緊急時の処置／作業報告書の作成 | 60分 |
| 建築物の環境衛生行政 | 貯水槽清掃に関する関係法令／労働安全を基準とした関係法令／構造基準としての関係法令 | 60分 |
| 作業従事者の責務と任務 | 貯水槽清掃の目的／マナー | 30分 |
| 給水設備と機器 | 貯水槽の構造／関連機器の名称と機能 | 60分 |

■ 2年目以降カリキュラム

| 研修科目 | 研修内容 | 時間 |
|----------------|---|------|
| 貯水槽の清掃方法 | 作業用機械器具と取扱い／作業計画及び作業の実際／給水設備の維持管理 ※必要に応じて実技訓練を行う。 | 120分 |
| 貯水槽の塗装方法 | 塗料の選定／塗装の種類と方法／塗装に必要な機器／貯水槽塗装の手順と注意／塗装作業の安全対策／塗装後の消毒及び水質検査／留意点 | 60分 |
| 貯水槽の消毒方法と感染症対策 | 消毒の意義と定義／消毒方法／消毒時における留意点／消毒剤の規格／水の消毒方法／消毒液の作り方／残留塩素の測定方法／各感染症（レジオネラ症） | 60分 |
| 安全及び衛生 | 衛生的な貯水槽清掃の実施／作業中の事故防止／緊急時の処置／作業報告書の作成／電気の取扱い | 60分 |

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

| | | |
|-------------|---|-----|
| 建築物の環境衛生行政 | 貯水槽清掃に関する関係法令／労働安全を基準とした関係法令／構造基準としての関係法令 | 60分 |
| 作業従事者の責任と任務 | 貯水槽清掃の目的／マナー | 30分 |
| 給水設備と機器 | 貯水槽の構造／関連機器の名称と機能 | 60分 |
| 貯湯槽の清掃方法 | 給湯設備の概要／貯湯槽清掃の意義／温度の管理／清掃方法／水質管理 | 60分 |

■ お問い合わせ先

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号

新潟市総合保健医療センター内 3階

新潟市保健所 環境衛生課 環境衛生係

TEL 025-212-8266 FAX 025-246-5673

※ 申請書様式は、ホームページからもダウンロード可能です（PDF、MS-Word形式）。

新潟市役所＞健康・医療・福祉＞環境衛生＞環境衛生の申請書・届出

URL：<http://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kankyoeisei/shinnsei.html>

別記様式第4号（第3条関係）

登 録 申 請 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）新潟市保健所長

申請年月日を記入してください。

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

新潟市〇〇区△△町×丁目×番×号

申請者

氏名（法人にあつては名称並びに代表者の住所及び氏名）

新潟清掃株式会社

代表取締役 新潟 太郎

押印は必要ありません。

新潟市〇〇区□□町×丁目×番×号

電話番号 **025-〇〇〇-××××**

代表者住所も忘れずに記入してください。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

| | |
|------------|--------------------------|
| 事業の区分 | 建築物飲料水貯水槽清掃業 |
| 営業所の名称 | 新潟清掃株式会社 新潟事業所 |
| 営業所の所在地 | 新潟県新潟市〇〇区△△通××番地× |
| 営業所の電話番号 | 025-〇〇〇-×××× |
| 営業所の責任者の氏名 | 新潟 次郎 |

機械器具の概要

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

| 名 称 | 型 式 | 数 量 | 購入年月 |
|-------------------------|-------------------|-----|---------------|
| ① 揚水ポンプ | 〇〇社製 AC-10DR-08 | 〇〇台 | 昭和 〇〇 年 × × 月 |
| ② 高圧洗浄機 | 〇〇〇製 EF-120 | 〇〇台 | 昭和 〇〇 年 × × 月 |
| ③ 残水処理機 | 〇〇〇製 B-295H | 〇〇台 | 昭和 〇〇 年 × × 月 |
| ④ 換気ファン | 〇〇〇製 RE-769 | 〇〇台 | 昭和 〇〇 年 × × 月 |
| ⑤ 防水型照明器具 | 〇〇社製 W-785R | 〇〇台 | 昭和 〇〇 年 × × 月 |
| ⑥ 色度計 濁度計 残留塩素測定器 | 〇〇製 色濁度計 WA-PT-8H | 〇〇台 | 平成 〇〇 年 × × 月 |
| | 〇〇製 DPD-J7 | 〇〇台 | 平成 〇〇 年 × × 月 |

数量に基準はありませんが、作業の規模に応じた数を揃えてください。

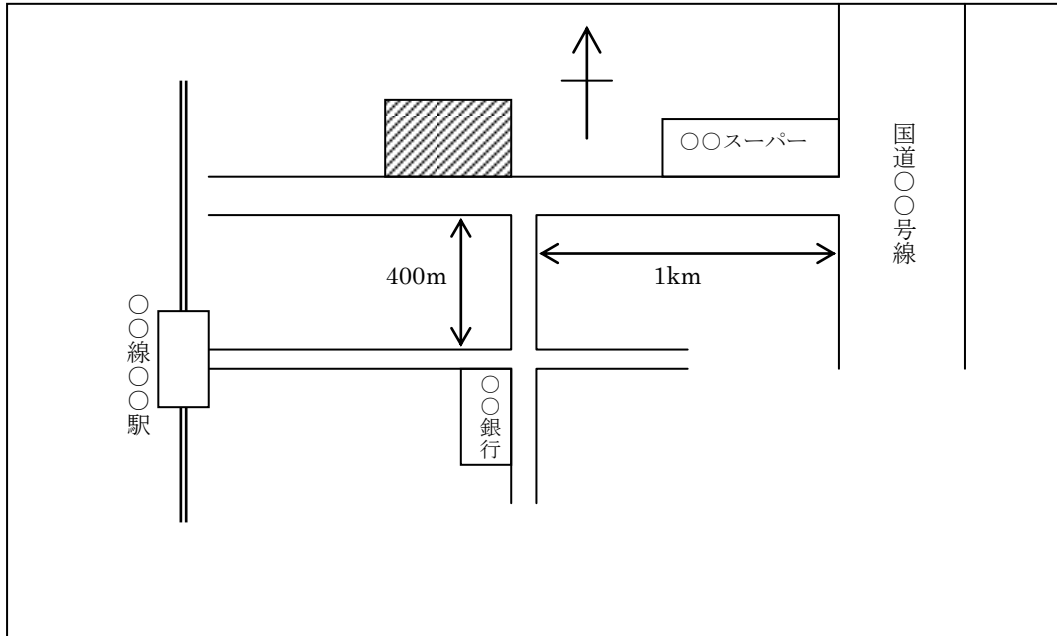
5

ここに挙げた機材は、法令により必ず用意することとされている機材です。

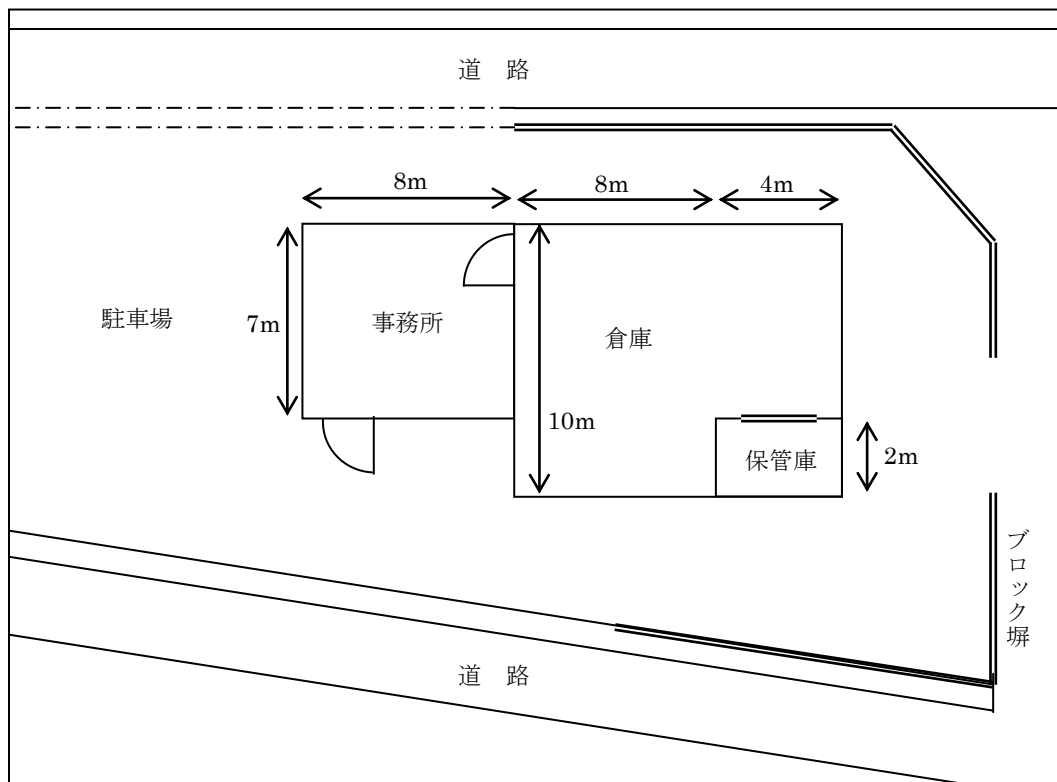
- ・ 機械器具等は各営業所ごとに常備する必要があります。
 なお、営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫がある場合（他市町村にあるような場合を含む。）でも、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められる場合には、登録の対象となります。
 また、機械器具等が作業場に置かれている場合も同様です。
- ・ 機械器具等は、原則として登録を受けようとするものが所有していなければなりません。
 ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が長期的、恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、登録の対象とします。その場合は、貸借証明書等の写しを添付してください。
- ・ 同一の営業所で2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等をもって2以上の事業の登録要件に該当させることはできません。

・保管庫に関する図面

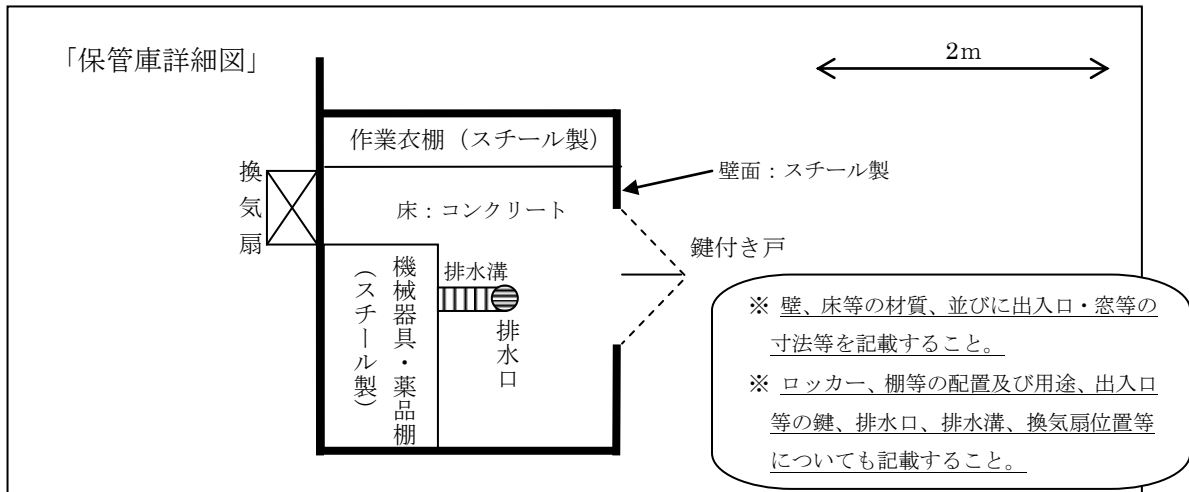
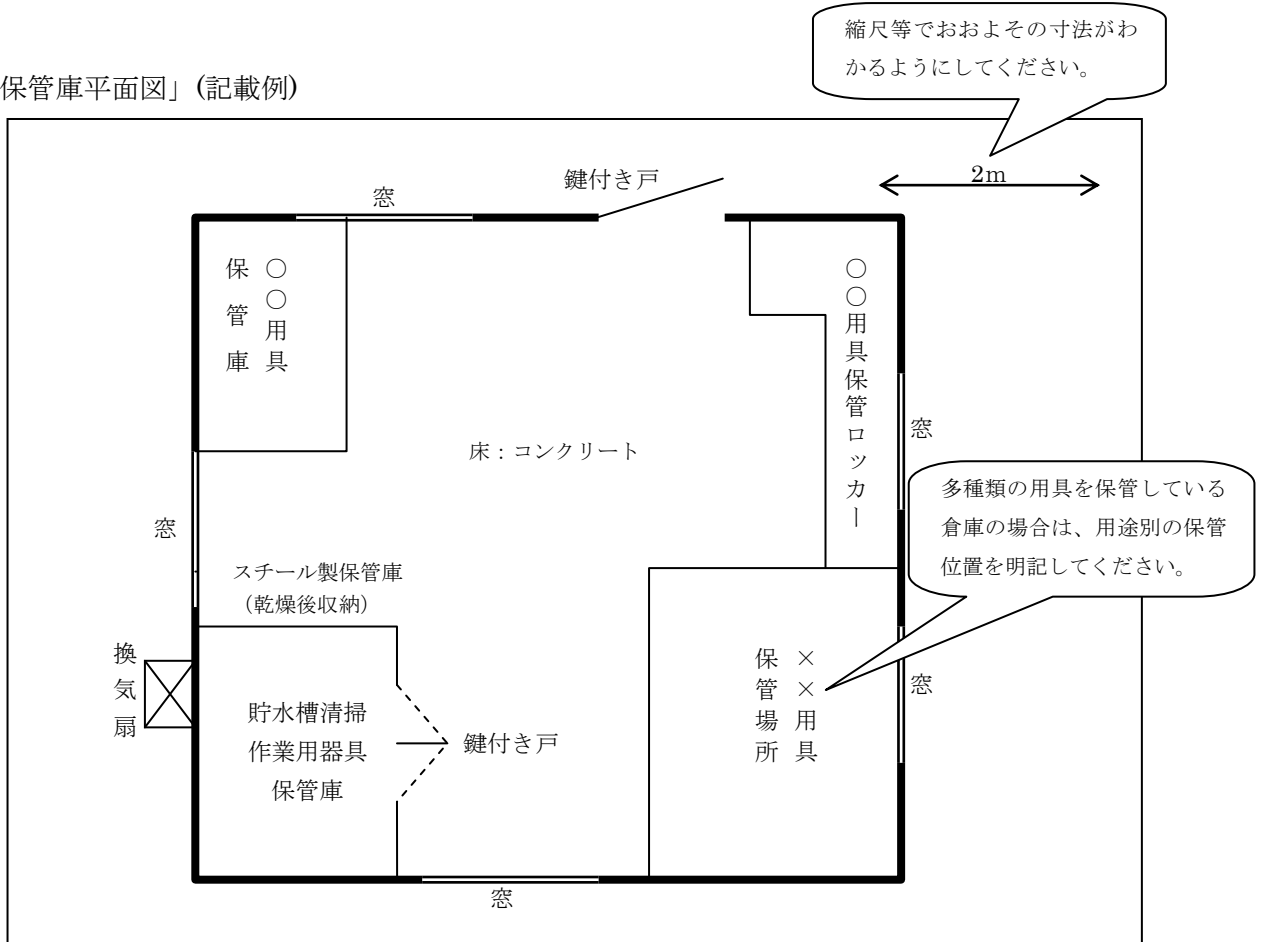
① 「施設所在地の案内図」(記載例)・・・住宅明細図を活用するとよい



「建物配置図」(記載例)・・・保管庫の位置を明らかにすること



② 「保管庫平面図」(記載例)



機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。

- ① 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。
 - ② 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
 - ③ 機械器具を保管するのに適切な規模であること。
 - ④ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、貯水槽清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
 - ⑤ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。
- ◎ 貯水槽清掃作業に用いる塩素剤等についても、これに準じて適切に保管すること。

監督者等名簿

初回のみ「建築物環境衛生管理技術者」でも構いません。
 ※ 同じ者で再登録を受ける場合は、貯水槽清掃作業監督者再講習を受けないと登録できません。

〇〇年〇〇月〇〇日現在

| 監督者等の名称 | 氏名 | 業務範囲 | 経験年数 | 資格の種別 | 資格取得年月日 |
|------------|--------|---|-------------------|------------------------------|-----------------|
| 貯水槽清掃作業監督者 | 〇〇 〇〇〇 | 例) 建築物の衛生的環境の維持管理のため貯水槽清掃作業の監督および従事者研修、指導を行う。 | ××年 (新規の場合は0年) | 建築物環境衛生管理技術者 第 号 | 平成〇〇年 〇〇月〇〇日 |
| 貯水槽清掃作業監督者 | △△ △△ | 例) 建築物の衛生的環境の維持管理のため貯水槽清掃作業の監督および従事者研修、指導を行う。 | ××年 (新規の場合は0年) | 貯水槽清掃作業監督者 再講習修了 貯再第 号 | 平成△△年 △△月△△日 |

監督者は最低 1 名いれば登録できますが、作業規模や班編成に応じた人数を選任することが望ましいです。

建築物飲料水貯水槽清掃業の登録において、監督者として届出されてからの年数を記入してください。

- ・再講習を受けている場合は直近の講習のみ記載してください。
- ・期限切れの場合は、監督者になれません。

- ・ 直近の「貯水槽清掃作業監督者（再）講習修了証」の写し、又は「建築物環境衛生管理技術者免状」の写しを添付してください。
- ・ 同一の者が、2以上の営業所又は同一の営業所において2以上の事業区分にわたって監督者等として登録を受けることはできません。
- ・ 事業登録の「監督者等」と特定建築物における「建築物環境衛生管理技術者」を兼務することはできません。

注1 「業務範囲」欄には、監督者等が複数いる場合には、それぞれの業務分担を記入してください。

2 「資格の種別」欄には、〇〇講習会修了と記入してください。

(第1面)
従事者研修実施状況

実績 (平成19年10月1日～平成25年9月30日)

再登録の場合は過去6年分の研修実績を記載してください(新規登録の場合は過去1年分)。
※ () 内は報告期間を記載してください。

作業に従事する者全員が必ず1年に1回以上受講してください。なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが困難な場合は、数回に分けて行う。

・登録団体が行う従事者研修を受けた場合は、講師の氏名等を記載してください。
・登録団体による研修を受講できなかった年度があれば、その年度のみ別に作成し、講師の資格を記載してください。

6

| 研修の期日 | 研修の内容 | 指導者の氏名及び資格 | 対象従事者数 | 参加従事者数 |
|---------------|---|----------------------------------|--------|--------|
| 平成19年〇月〇日 | 例) 貯水槽清掃作業従事者研修 (〇〇法人〇〇協会) 1. 建築物衛生法について ○分 2. 水と健康について ○分 3. 水道に係る最近の話題 ○分 4. 最近の給水設備について ○分 5. 貯水槽の清掃・消毒塗装方法 ○分 6. 作業の安全と衛生 ○分 | 厚生労働省登録講師 ×× ×× (〇〇法人〇〇協会) | 10名 | 10名 |
| 平成20年〇月〇日 | 同上 | 厚生労働省登録講師 △△ △△ (〇〇法人〇〇協会) | 10名 | 10名 |
| 平成21年〇月〇日 | 同上 | 同上 | 10名 | 10名 |
| 平成22年〇月〇日 | 同上 | 同上 | 10名 | 6名 |
| 平成23年×月×日 | 同上 | 同上 | 4名 | 4名 |
| 平成23年〇月〇日 | 同上 | 同上 | 10名 | 10名 |
| 平成24年〇月〇日 | 同上 | 同上 | 10名 | 10名 |
| 研修実施者 (団体) | ※ <u>登録団体による研修を受講した場合は、「修了証書」又は「修了証明書」の原本を添付してください。</u> (複数の登録団体の関係する研修を受講した場合は、それぞれ別の用紙に分けて書いてください。別の書式でも構いません。) ※ やむを得ず登録団体による研修を受講できなかった年度があれば、その年度のみ、別の用紙に作成し、自社の証明印を押してください。 | | | |

今後1年分の研修予定を記載
してください。

(第2面)

実施計画 (平成25年10月1日～平成26年9月30日)

| 研修の期日 | 研修の内容 | 指導者の氏名及び資格 | 対象従事者数 |
|-------------|--|---|--------|
| 平成25年〇月(予定) | <p>例) 貯水槽清掃作業従事者研修(〇〇法人〇〇協会)</p> <p>1. 建築物衛生法について 〇分</p> <p>2. 水と健康について 〇分</p> <p>3. 水道に係る最近の話題 〇分</p> <p>4. 最近の給水設備について 〇分</p> <p>5. 貯水槽の清掃・消毒塗装方法 〇分</p> <p>6. 作業の安全と衛生 〇分</p> | <p>厚生労働省登録講師 △△ △△ (〇〇法人〇〇協会)</p> | 10名 |

| | 作業班 | 監督者等の氏名 | 使用する機械器具 |
|-------|---|--------------------------|--|
| 作業班編成 | 〇〇ビル班 （監督者1名、従事者4名） | 〇〇 〇〇〇 （建築物環境衛生管理技術者） | 揚水ポンプ、高圧洗浄機、残水処理機、換気ファン、防水型照明器具、色濁度計、残留塩素測定器 |
| | ××ビル班 （監督者1名、従事者6名） | △△ △△ （貯水槽清掃作業監督者） | 揚水ポンプ、高圧洗浄機、残水処理機、換気ファン、防水型照明器具、色濁度計、残留塩素測定器 |
| 作業手順 | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 30%;"> 全員が1年に1回以上従事者研修を受講している必要があります。 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 30%;"> 班が複数ある場合は、班ごとに貯水槽清掃作業監督者又は建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者（初回のみ可）を選任してください。 </div> </div> | | |
| | <p>別紙の事項に留意して作成してください。</p> | | |

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

貯水槽清掃作業及び貯水槽清掃作業に用いる機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施するものですが、他の者に委託する場合は、

- ① あらかじめ、受託者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び委託期間について、建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものに通知する。
- ② 受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が作業手順の①から⑤までに掲げる要件を満たしていることを常時把握する。

①、②について、各社の状況に応じた内容を具体的に記載してください。

苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽清掃作業及び貯水槽清掃作業に用いる機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、24時間迅速に対応できる体制を整備しておく。

例

建築物維持管理権原者 又は
建築物環境衛生管理技術者 等

新潟清掃株式会社
新潟事業所 (025-000-xxxx)
(夜間・休日対応:△△△ 025-000-xxxx)

代表取締役
(必要に応じて)

貯水槽清掃作業監督者

作業従事者
(必要に応じて)

フロー等を用いて具体的に記載してください。

○ 作業手順書について

作業手順について、1)～7)の事項を具体的に記載してください。①～⑤の要件は、法令等により、手順書に盛り込むこととされている内容です。これ以外にも、独自の方法がありましたら、記載してください。

1) 作業工程(貯水槽清掃後における貯水槽の水等の検査方法に関する事項を含む。)

- ① 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行う。
- ② 貯水槽(貯湯槽を含む。以下同じ。)内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行う。
- ③ 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らない。
- ④ 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の左欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の右欄に掲げる基準を満たしていることを確認する。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずる。

| | | |
|---|----------|--|
| 1 | 残留塩素の含有率 | 遊離残留塩素の場合は0.2ppm以上。結合残留塩素の場合は1.5ppm以上。 |
| 2 | 色度 | 5度以下であること。 |
| 3 | 濁度 | 2度以下であること。 |
| 4 | 臭気 | 異常でないこと。 |
| 5 | 味 | 異常でないこと。 |

2) 使用する塩素剤の名称及び使用方法

3) 機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の方法

4) 機械器具等の点検の方法

- ⑤ 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。

5) 保管庫の管理責任者の氏名

6) 従事者の検便等の時期及び検査機関

7) 作業報告作成の手順

※記載例

貯水槽清掃作業手順等

貯水槽（貯湯槽を含む。以下同じ。）の清掃作業を行うに当たり、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、水道法、市指導要綱等の制定の目的と趣旨を十分に理解し万全の体制を作り、実施時において下記事項を守り初期の目的遂行に努める。

1 清掃の実施

清掃は、1年以内ごとに1回、定期に行うほか、地震、断水、減水、濁水、長期滞水、その他異常があった場合必要に応じて行う。

2 貯水槽清掃監督者、清掃作業従事者の配置

(1) 作業班の編成

貯水槽清掃作業監督者、または建築物環境衛生管理技術者等の指導監督のもとに、〇名からなる作業班を編成し、清掃を行う。ただし貯水槽の規模や貯水槽、附帯機器の修理、塗装作業がある場合及びその他清掃条件等により必要に応じて調整する。

(2) 貯水槽清掃作業従事者は、衛生的認識を深めるために法律等に定める研修を受け、清掃作業の技術向上に努力する。

3 貯水槽清掃作業機械器具の使用状況と管理

(1) 貯水槽の清掃作業を行うため、次の機械器具を整備する。

| | |
|-----------|-----------|
| ア 揚水ポンプ | イ 高圧洗浄機 |
| ウ 残水処理機 | エ 換気ファン |
| オ 防水型照明器具 | カ 残留塩素測定器 |
| キ 濁度計 | ク 色度計 |

(2) 機械器具等は、貯水槽清掃に専用のものでし他の作業に使用してはならない。

(3) 上記の機械器具等を適正に保管するため専用の保管庫をもうける。保管庫は衛生的に保管できる構造とし、独立の鍵をかけ、みだりに機械器具等を持ち出せないようにする。

(4) 上記の機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行い、点検について実施年月日、点検結果、実施者名等を記録し、5年間保存する。

4 保管庫の管理責任者の氏名

保管庫の鍵及び保管庫・機械器具等を管理する責任者は貯水槽清掃監督者〇〇 〇〇〇 と定め常に点検整備を行い、その状況を記録し、5年間保管する。

氏名も記載してください。

5 貯水槽清掃作業監督者・貯水槽清掃作業従事者の検便等の時期

清掃に従事する者は常に次のことに留意する。

(1) 健康を保持し、清掃日前日の入浴、作業直前の手足などの洗浄及び消毒を励行する。

(2) 作業員は（6ヶ月以内に1回）に検便、その他健康診断を行い、その結果を1年間保存しておく。

- (3) 伝染病病原菌の保菌者及び作業当日健康状態不良（下痢、発熱等）の者は作業に従事させない。
- (4) 検便は、(○) ○○○○○ に依頼する。

6 事前の点検

作業上貯水槽に合った的確な清掃を行うため、ビル所有者、建築物環境衛生管理技術者等（以下、「所有者等」という）と十分打合せを行い次により事前点検を行う。

- (1) 給水施設図面等により、その構造、配管、電気配置等を確認する。
- (2) 貯水槽周辺の状況、不衛生なゴミの有無等を点検する。
- (3) マンホールの施錠の有無や汚水・雨水等侵入の有無を点検する。
- (4) 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びに水抜管、空気抜管、オーバーフロー管等開口部の防虫設備を点検する。
- (5) 貯水槽内部に異物が沈澱し又は付着していないか等内部状態を点検する。
- (6) 貯水槽の水漏れ外壁の損傷等を点検する。
- (7) 各種機器の作動状態を点検する。
ボールタップ・満減水警報装置・フロートスイッチ又は電極式制御装置・給水ポンプ・フート弁・塩素滅菌器等
- (8) 作業場所の安全性を確認する。
- (9) 前項（1）～（8）の点検に基づき、工程表を作成する。

7 作業準備

清掃作業に入る前に次の点に十分注意する。

- (1) 作成した工程表を、設置者等に周知する。
- (2) 塗装を必要とする場合、乾燥は天候に左右されるので強制乾燥機の準備を考慮する。（防錆塗装はJWWA規格にしたがって行う。）
- (3) 貯水槽清掃作業機械器具は専用とし、使用前に必ず洗浄消毒を行う。
- (4) 代用貯水槽の設置又は、給水系統の仮設配管等にあたっては、クロスコネクション等により相互汚染を起こさないようにする。
- (5) 安全処置の確認は次のとおり行う。
 - ア 酸素欠乏、有毒ガスの充満・塗装の有機溶剤中毒等の防止の換気装置の確認を行う。
 - イ 感電防止のため電気配線の安全性の確認を行う。
 - ウ 塗装時、有機溶剤等による爆発事故の防止のため槽内での火気の取扱いの注意及び電気接点等の点検を行う。
 - エ 作業用仮設物の安全の再確認及び作業従事者の危険防止のため防護措置の確認を行う。

8 機械器具の洗浄と作業衣等の消毒方法

- (1) 作業衣の着用は、原則として作業現場において行う。
- (2) 専用の作業衣は消毒、クリーニング済みのものを使用する。
- (3) 槽内持込み器具、長靴等は次亜塩素酸ナトリウム50mg/l溶液で消毒する。
- (4) 作業員は手足を石けんで洗い消毒する。

9 清掃の手順

- (1) 受水槽の入水バルブを閉める。
- (2) 受水槽に排水弁のある場合は、弁を開き排水する。(ただし、排水開始前にマンホール蓋は必ず開放する。)排水弁の無い場合は、揚水ポンプ(排水ポンプ)を使用して排水する。
- (3) 槽外架台、タラップ、マンホール周辺の消毒(次亜塩素酸ナトリウム50mg/l溶液)を行う。
- (4) 清掃に必要な残水量まで排水し、排水を停止する。
- (5) 内部清掃は次の順序で行う。
 - ア 洗浄機、ブラシ等で壁面の水あか鉄バクテリア等の除去を行う。
 - イ 槽内の給水管、その他の機器のさび落とし及び点検を行い、必要に応じて取り替え、又は補修を行う。(特にフート弁の点検は確実に実施する。)
 - ウ 槽内部の水、汚泥等を完全に除去する。
 - エ 水洗いを行う。
 - オ 槽内に作業用工具部品及び異物等の置き忘れ物の有無の点検確認をする。
 - カ 洗浄後、布等できれいにふきとり次亜塩素酸ナトリウム100mg/l溶液で消毒し、30分以上放置する。
 - キ 2回目の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム50mg/l溶液で仕上げ消毒を30分以上行い、消毒に用いた次亜塩素酸ナトリウムを排除するとともに、消毒終了後は貯水槽内に立ち入らない。
- (6) 槽周辺の清掃(槽外壁の洗浄、槽周囲の除草等)を行う。
- (7) 清掃作業は受水槽・中間水槽、次に高置水槽又は圧力水槽の順とする。
- (8) 消毒後30分以上経過してから水張りを実施する。
- (9) 中間水槽及び高置水槽の清掃は受水槽清掃方法に準じて行う。
- (10) 掃除によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき適切に処理する。
- (11) 貯水槽の報告書に添付する、清掃前・後の写真は確実に撮影する。

10 使用する消毒薬剤の名称及び使用方法

消毒に用いる次亜塩素酸ナトリウムは厚生労働省検定済の法定代用消毒薬医薬品の指定を受けたものを使用する。

11 作業後の貯水槽の点検の手順

- (1) 配管等の空気抜きを行い、各階の末端給水栓から水が出るのを確認する。
- (2) 自動機器の正常な作動・停止を見届ける。
 - ア 警報装置の停止確認と警報停止ボタンの復帰確認
 - イ 液面制御装置の作動確認
 - ウ 揚水ポンプの自動制御の確認
 - エ 塩素滅菌器の逆流止め玉弁及びサイホンブレーカーの作動状況等
- (3) マンホールの施錠の有無を確認する。

1 2 作業終了後次のとおり水質検査を行う。

(1) 貯水槽満水後、貯水槽清掃作業監督者は、各階の給水栓を開放し十分放水した後給水栓末端の水について次の項目を検査し、異常のないことを確認する。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずる。

- | | |
|--------------|--|
| ア 濁度 | 2度以下（濁度計にて） |
| イ 色度 | 5度以下（色度計にて） |
| ウ 遊離残留塩素の含有率 | 0.2mg/l以上（残留塩素測定器にて） （結合残留塩素で1.5mg/l以上） |
| エ 臭気 | 異常でないこと（ただし消毒によるものを除く） |
| オ 味 | 異常でないこと（ただし消毒によるものを除く） |

(2) 検体の採取と測定は出来るだけ所有者等の立会いを求めて行う。

(3) 水質検査機関による水質検査の実施

水槽の清掃完了後速やかに給水栓末端から採水し、水道水質基準等の規定による水質検査の実施等については、新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱に定める水質検査を行う。なお、検体の採水は原則として水質検査機関が行う。

1 3 作業報告の作成の手順及び報告書の保管責任者の氏名

(1) 次の内容の報告書を作成し所有者等及び行政機関にそれぞれ提出する。（5年間保存する。）

- ① 建築物の名称、所在地、建物の規模
- ② 建築物の所有者の住所、氏名
- ③ 清掃作業の年月日・天候・断水時間
- ④ 貯水槽清掃作業監督者の氏名
- ⑤ 清掃作業従事者氏名と人数
- ⑥ 槽の位置・材質・容量と有効容量
- ⑦ 槽内外の点検結果及び補修状況
- ⑧ 作業内容の説明
- ⑨ 使用薬品名と希釈濃度及び消毒回数
- ⑩ 塗装を行った場合は、その材料名と塗装方法
- ⑪ 所見（設置者への提言事項等）
- ⑫ 作業の前後を撮った写真と検査機関に依頼した水質検査の成績表を添付する。

(2) 清掃作業報告者の保管責任者は貯水槽清掃監督者 ○○ ○○○ が行う。

1 4 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

(1) 業務を委託する際の手順

- ① あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。
 - ア 受託者の氏名（法人にあっては名称）、住所
 - イ 業務の範囲
 - ウ 委託する期間
- ② 委託にともなう相互の責任分担を明確にしておく。

(2) 業務の実施状況の把握方法

- ① 受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、清掃作業及び清掃機械器具等の維持管理の方法が（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。
- ② 報告を受けた実施状況について記録保管する。

1.5 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

- (1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画
- (2) 24時間対応できるような行動計画